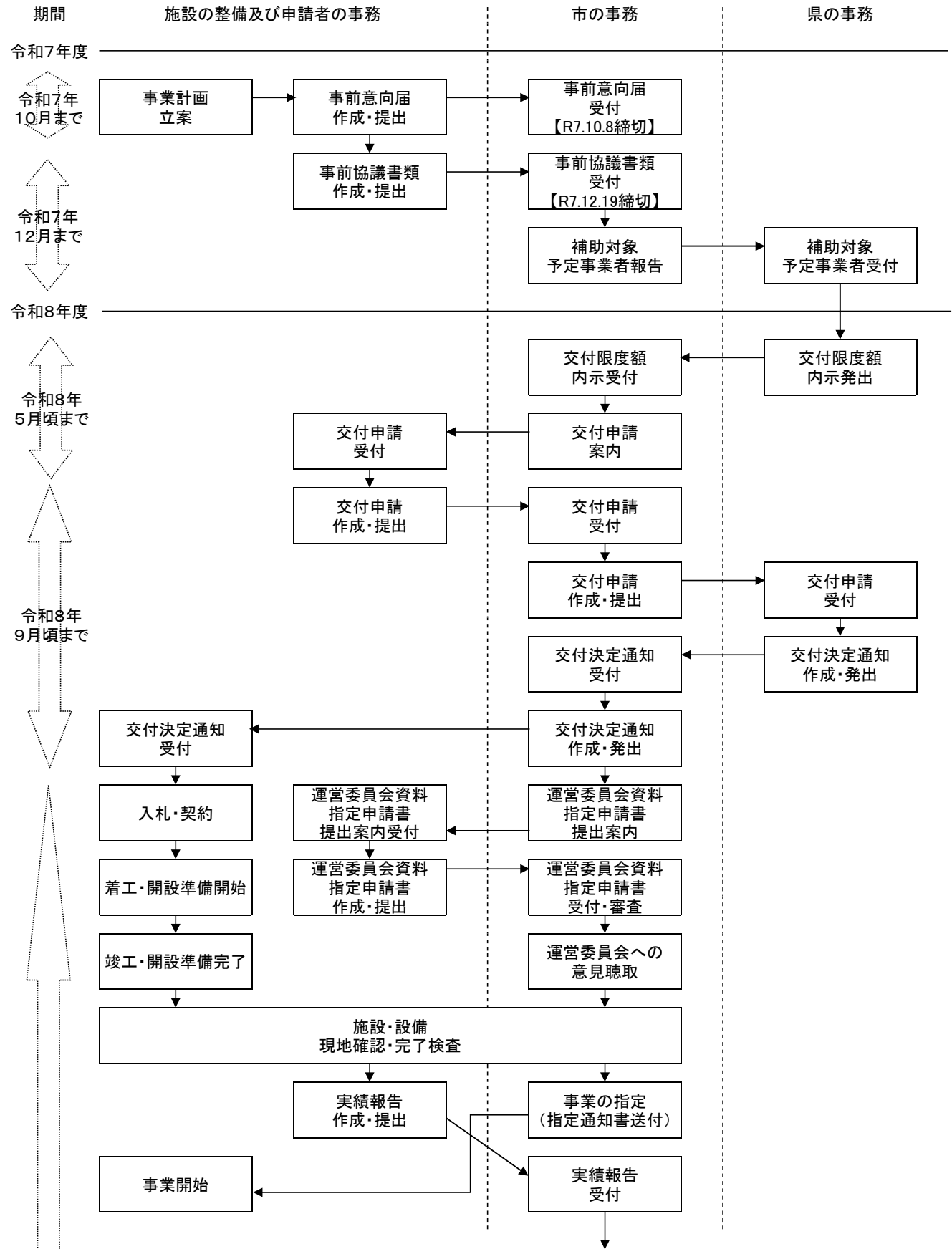
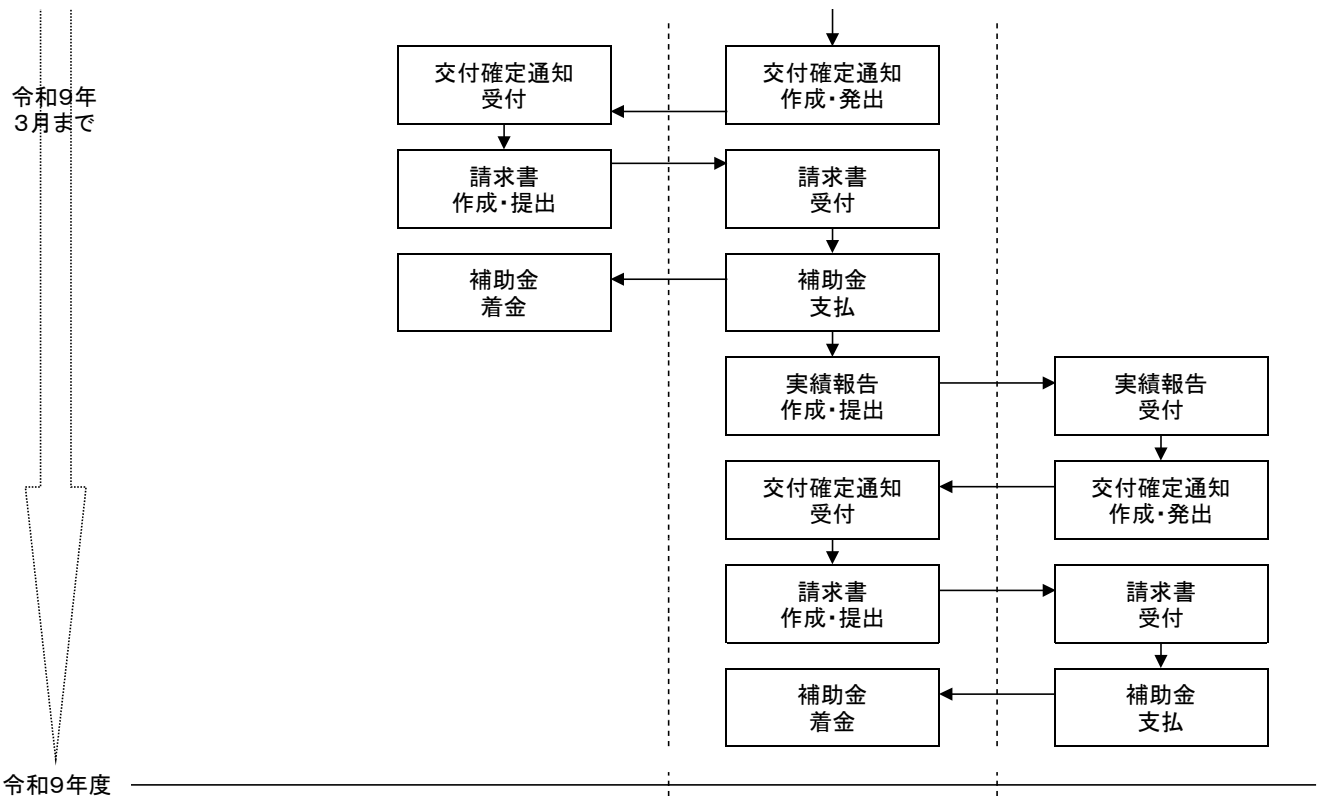


スケジュール

(看護)小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新規指定
(年次受付用:補助金を活用する場合)

※令和8年度開設の場合
※運営委員会:地域密着型サービス運営委員会





○備考

1. この指定の流れは、標準的な目安としてご覧ください。(特に表の左端の「期間」については保証するものではありません。)
2. 補助対象事業者には、令和8年4～5月(予定)に交付申請の案内を送付します。その後、交付申請、交付決定、入札、契約の手続きが完了後、着工が可能となります。
3. 指定申請書の提出期限は、書類の審査、運営委員会の準備のため、運営委員会開催の約1ヶ月前としております。(申請の案内は、提出期限の1ヶ月前を目途に送付します。)
4. 施設の設置にあたっては、介護保険法に定める基準の他、建築基準法や消防法など各法令への適合や届出などの事務が必要となりますので、関係機関との協議、調整を図ってください。